

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年6月6日(水) 午後5時15分～午後5時46分

場所 第3委員会室

出席議員(7名)

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員 なし

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤 顕、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

事件名	採決結果
岩倉市行政財産使用料条例の一部改正の修正案	賛成少数 否決

◎委員長（宮川 隆君） おそろいですので、総務・産業建設常任委員会を開催させていただきます。

早速審議に入りたいと思います。

当委員会に付託されております議案第26号の修正案についての質疑から入ります。

提案者の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、省略いたします。

では、早速質疑に入りたいと思います。

質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 繰り返しになりますけど、この修正動議につきましては、原案と、ゲートを設置するという点においては全く変わらない内容となります。

それで、本会議の質疑でも少しあったんですけど、継続審査になって以降、継続審査にする段階でもそうだったと思うんですけど、この議案第26号についての議論の焦点というのは、ゲートを設置することの正否だったというふうに思います。ですから、条例の仕立てを変更する、整理するという点については議論にはなっていなかった。しかし、5月20日に出された総務・産業建設常任委員会、平成28年5月11日において整理された課題という執行機関側がつくった文書の中の12番には、確かにその条例の仕立ての整理ということはありません。

実はこれ、私、委員長とも相談をして、こういう課題があるのではないかとということで幾つか出させてもらったものがそのまま生かされて執行機関側に出されているわけですけど、12番にこれを入れたというのは、最初の3月の時点で議論があったものだから、こういうことが議論になったよ程度のものなんです。今の焦点ではないということはいま明らかで、これは私が提出したものですからね。ですから、そういう点で考えると、やはり継続審査になってから以降の議論を関戸委員はどのように聞いていたのかというところが少し疑問に残るんですね。その辺について、焦点はやはりゲートをつけるかつかないかのところだったというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうかね。

◎委員（関戸郁文君） これも繰り返しになるんですけども、やっぱり創政会に戻って、委員として私一人だけ、委員長として須藤委員がいらっしゃ

いましたが、その中でやっぱりその部分を重要視して修正すれば賛同が得られるのではないかという期待があったので、つくらせていただいた所存でございます。

◎委員（木村冬樹君）　しかし、そうなんですよ、その気持ちはわかるんです。確かに私たち、5月20日のときに総務・産業建設常任委員会でこれを賛成少数で否決したときも、この問題はやはり残るものだから、今後も課題としては残るということで、委員会の責任において、例えば会議を外に出すだとか、確定申告や混むときというのは大体わかるんですよね。ですから、この場合のそれぞれの対処をしましょうと。期日前投票の問題だったら、土曜日だもんですから、その場合はやはりそこを必ずあける、もうちょっと厳しい措置をとるだとか、こういうことをすれば可能になるのではないかなあということの議論だったというふうに思います。

ですから、そういうふうに課題としてはきちんとやっていこうよということも含めて否決したというふうに思いがあるんですけど、ですからやはりそのゲートをつけるつけないがその時点での議論の焦点だったということは、関戸委員も認めるところじゃないでしょうか。

◎委員（関戸郁文君）　確かにその議論は多くの時間でされていた、これは認めます。以上です。

◎委員（堀　　巖君）　提案者の関戸さんにお聞きしますけれども、この提案された修正案で、この前、5月20日の最後のところで、さっき木村さんが言っていた整理された課題の2番の、目的外駐車場の排除が目的なのかどうかというところの整理、例えばこれ一つとっても、この修正案を出す段になって、当局の考え方がこれに書かれているわけですよね。それを踏襲するのか、どう変えていきたいのかという議論はされていないんですか。例えば、料金でいうと、20分100円を20分500円にすれば目的の排除に強まると思うんですね。そういった議論はされていないんですか、創政会の中で。

◎委員（関戸郁文君）　されていたかないかと言われれば、されていません。

◎委員（大野慎治君）　提案者にお聞きします。

この委員会で、5月20日までの委員会で何度も議論になっていました満車に対する調査が必要であるという議論は、提案者の会派では一切なかったんでしょうか。

◎委員（関戸郁文君）　議論はありました。ただ、行政側がいろいろ答えていました。例えば、市役所で行われる会議が一時的に集中したり、多人数が参加する会議が開催される際などに、駐車車両は当然多くなると推測するこ

とができます。一方、市役所は不特定多数の方が利用する施設であるので、会議だけが混雑する、その理由を完全に把握することは難しいという答弁だったと僕は思っています。なので、執行機関が示された資料により、不適切な駐車場は3.7台という提案があったんですけれども、それは一定数以上あるということは明らかだと思いますので、ある程度行政の説明を納得したということに会派としてはなっております。

◎委員（大野慎治君） 4月以降は1.5台になっていたんです。台数が減っているんですね。そのことと、僕が言いたいのは、何をおいて満車になるのか、満車にならないのか。会議だとおっしゃっていましたが、現実問題には。区長会から苦情が出ているとか、この間も民生委員さんの会議のときに一時的に満車になっていたとか、会議においてのことと、また税務課さんの確定申告のときは、最初の1週間は毎年混雑しています。これは何ら変わっていませんよ。我々はほかの会場でやったらどうですかということをお提案申し上げた。そのことは議論はされていないんですか。

◎委員（関戸郁文君） それは議論しました。

確定申告の際なので場所を移すということはやっていないんですけれども、これまでも配慮は行っていたというふうに行政からはありました。私はそのときにも申し上げましたが、確定申告を外でやろうとすると、やはり通信環境を整えたり行政の人間がそちらに行ったりすることによって、余計にコストがかかるんじゃないかという危惧を私自身は持っていましたし、会派の皆さんも持っていたと思います。

ですので、検討はしなければいけないと思いますが、それがすなわちすぐに駐車場の混雑緩和になるのかどうかというのは、ちょっとコストと投じた効果を見るとどうかというふうに私自身は考えております。

◎委員（大野慎治君） 会派の意見か私の意見か、ちょっと混同されているのでよくわかりませんが、岩倉市以外の多くの市町は、市役所では確定申告は行っていません。現実です、これは。これはもう調査されればすぐわかるし、税務課さんが答えればすぐわかることです。それがコストがかかっているのか、かかっていないのかと言ったって、何ら変わっていません、どの市町も同じことをしておりますので。それがどこにおいてコストがかかると言っているのか、私、ちょっと今、コストがかかると言われましたが、どこの部分をコストがかかると言われているんでしょうか。

◎委員（関戸郁文君） 幾つかあるとは思いますが。事前調査や、一番は通信環境だと思います。今、通信環境をつくるのに、どのように安全、セキュリティーを確保し、物を持っていき、その持っていた物をどのように安全にま

た持って帰るのか。そういうことの議論がされることのコストも一つあると思いますし、ちょっと話がごちゃごちゃになりますが、通信の環境をつくるコストが一番大きいものでないかというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 修正動議の附則についてちょっとお聞かせいただきたいんですけど、附則の2で検証等ということで、市長はこの条例による改正後の岩倉市行政財産使用料条例に規定する駐車場の運用状況等について常に検証しつつという文章があります。それで、この文章は、素直に読むと、ゲートをつけてみますが、問題があれば必要な措置を講ずるとということだというふうに思うんですね。という認識でいいのかどうか、その点についてまずお聞かせください。

◎委員（関戸郁文君） これは私自身がつくったものでございますので、そこは行政の判断にはなると思います。ただ、これを素直に読むと、確かにつくってもらってからの対応にはなりますが、そこは行政対応というふうにしていただきたいと思います。私自身はつくってからというふうには思っていますが。

◎委員（木村冬樹君） これは原則を書いていることですよね、最後が講ずるものとするということだもんですから。ですから、この点については行政課等、執行機関側とはどのような議論が交わされてこういう附則をつけられているのか、その協議の状況がありましたらお聞かせください。

◎委員（関戸郁文君） 素直なところ、余り協議していません。私自身がつくってやっております。

◎委員（木村冬樹君） そうすると、非常に拘束力の弱い附則になってくるんじゃないかなあということを感じるわけですね。

これは要するに、条例を改正して駐車場にゲートをつけて、その後何か課題が発生すれば検証をして、検討を加えた上で撤去するなり継続するなり何かほかの方法をとるなりと、こういう形になってくることだというふうに思うんですけど、言いかえれば、私たちがこれまで議論してきたのは、そういったあらゆることを、いろんなことをやった上で、最終手段としてゲートをつけるということがあり得るかもしれないという議論はずうっとしてきたというふうに思っています。

ですから、費用対効果の面も考えると、5年間で2,000万円をまず払うことにするのか、それよりもいろんなことをやってからそういった判断に到達するのか。これは、やっぱり市民に問うたら絶対後者を選ばれるというふうに思うんですね。そういった点については、委員はどのようにお考えですか。

◎委員（関戸郁文君） 確かにそのとおりですね。

◎委員（堀 巖君） 僕もちょっとこの附則は変だなあというふうに見ていて、附則でこの検証みたいなどの条文が出てくるのは初めて見ます、条例としてね。どうしてこれを条文のほうに持ってこずに附則で書いたのか。しかも、この検証等というのは非常に、念押し規定、これは当然のことじゃないですか。これを念押し規定として書くにしても、どうして附則だったのかなあというところの選択はどんな考え方なんですか。

◎委員（関戸郁文君） 本文と附則との差というのが、僕自身余り、残念ながら理解していません。これを入れるところが自分でよくわからなかったので附則のところ追加して、とにかく市民の声を聞くという議論がありましたので、市民の意見を聞くというのと、それから必要な措置というのは、例えば金額の設定とか、条例を見直すとか、運用・管理の方法とか、そういうものが行政機関のほうに歯どめとしてはまればいいかなあというふうに思っ入れておきます。

◎委員（堀 巖君） あと、備考の2が表現が変わっていますが、「この表は、使用者が駐車場に入場してから30分を超えて」というのと、最初は30分以内にということだったが、これ、表現変えて、内容は変わっているんですか。

◎委員（関戸郁文君） 変わっていません。

◎委員（大野慎治君） 別表2の休日の使用料、上限金額が原案は1,000円だったんですが、800円になったんですが、これは歳入が減るという考えなんですか。

◎委員（関戸郁文君） 当初は予算の計算上に800円となっていましたので、歳入が減るというふうには考えていなかったです。

◎委員（大野慎治君） 大変申しわけございません、撤回します。

◎委員（堀 巖君） もう1回念押しします。

現時点で関戸議員は、その上限額を決めて、あとは議会を通さずに裁量で動くこと、そもそも原案はそうだったんですけれども、それについては反対の立場ということよろしいですか。

◎委員（関戸郁文君） 反対です。

◎委員（堀 巖君） 最後に質問というか、全体的に見てみると、これで、この部分を直すと反対していた議員が賛同に回ってくれるんじゃないか、さらに加えるとすると本会議場で総務委員会以外の議員も賛同するのではないかというふうに言われたけれども、やっぱりここの部分、僕がもともと直した部分ではあるけど、これは基本的に枝葉末節な部分なんですよね。枝葉末節というのは、今までの議論はつけるつけないというところの議論だったわ

けで、その細かい字句の訂正だとか、そういうところは本当におまけ程度の話ではないでしょうか。だから、その部分を直せば賛同してもらえるのではないかというその根拠が僕には理解できないんですが、教えてください。

◎委員（関戸郁文君） 今まで申し上げたとおりです。

◎委員長（宮川 隆君） 済みません、今のはどこの部分のことを示されたのか。

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい。要は、原案と修正案の違いで、全体の話で、ここを直すと皆さんが納得されるのではないかというところが、その説明を受けたんですが、僕には全く理解ができなかったのもう一度教えてくださいと言ったわけです。

◎委員長（宮川 隆君） ここの部分と言ったのがどこの部分なのかなあと思ったので。全体ね。

◎副委員長（鈴木麻住君） そもそも論なんですけれども、先ほどからずうっと話に出ています3月に堀委員がこれを上程しようと、この修正案を出そうとした段階で、これは議論の一部ではあるけれども、本質ではないということで、ずうっと本質の議論、要するに駐車場にゲートは必要なかどうか、市民サービスにつながるのかどうかという議論をずうっと重ねてきていました。これは修正案を一部修正しただけで、ここをまた振り出しに戻して議論をすることがどれだけの必要性があるというか、重要なことなのかなあと。

もしこれを、じゃあもう一度ゲートをつけるんだよといったときに、また振り出しからゲートの存在云々についての協議を重ねるのか、それともこの条例案の、要するに有料駐車場にするんですよというだけでゲートのことはもう全然問わないよと、ゲートじゃなくてほかの方法で課金するのか何かということであるのか、それはどうなんですかね。ゲートありきですかね。

◎委員（関戸郁文君） 今現在、私が考えているのはゲートありきです。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、もう一度ゲートが必要かどうかという議論をしてくださいということですか。それとも、そうじゃなくて、この条例案を改正したことによって賛同される方は賛同してくださいということですか。

◎委員（関戸郁文君） 後者です。

◎委員長（宮川 隆君） 他に御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を許します。

◎委員（木村冬樹君） 議案第26号、岩倉市行政財産使用料条例の一部を改

正する条例案に対する修正案について、反対討論を行います。

この修正案につきましては、市役所の駐車場について、混雑の緩和、適正利用の促進及び有効活用を図るため、ゲートを設置して、目的外使用の場合、使用料を徴収することを規定するという点におきましては、議案第26号原案と何ら変わりのないものであります。

議案第26号の反対討論を述べましたが、そこと同じ理由であります。改めて述べたいと思います。

反対する理由の1点目です。執行機関側が示した資料では、ゲートの設置の必要性を判断できないということであります。

執行機関が示した資料は、3月22日付の議会の質疑についての論点整理、それから6月8日から4月28日までの長時間駐車の状態調査の結果、「市民の声・私の提案」の駐車場に関するもの、そして5月20日に示された整理された課題というものであります。しかし、これをいずれを見ましても、駐車場が満車となり、市役所を利用をする方が駐車できない状況が、どういうときにどういう理由で発生しているのか把握できません。確定申告の時期、土・日・祝日が多いと思いますが、各種選挙の期日前投票の時期、多人数が出席する庁舎内での会議があるとき、市民団体が対外的な研修に出かけるときなどと推察するわけではありますが、これらについてはこれまで述べてきたとおり、別の対応で解消できるものと考えます。

反対理由の2点目は、市民の声が十分把握された上での対応とは考えられないことであります。

12件の「市民の声・私の提案」が示されましたが、その半分であります6件につきましては、土・日・祝日の状況に関するものであります。これについても、これまで議論したとおり、もっと厳しい対応を行えば解消できるものと考えます。これまでの市の対応を大きく変えるものなので、さまざまな対応をとった上で、最終の手段としてゲートの設置を検討すべきだというふうに思います。順序が間違っているのではないのでしょうか。

反対理由の3点目は、経費の問題です。

支出と収入の差が差し引きで年間約400万円の経費となります。総務・産業建設常任委員会がゲートを設置している犬山市と一宮市の行政視察を実施しましたが、これらの市では観光振興、あるいは商工振興という目的もあることから、一定の必要性があるというふうに考えられますが、岩倉市では異なる状況があるのではないのでしょうか。5年間で約2,000万円という経費をかけてまで実施する必要があるのか、依然として疑問が残ります。

附則の2で、検証等という項目がありますが、ゲートを設置してから検証

を行って、問題があれば撤去、あるいはそれなりの措置をとるといふような文言になっております。これはまるで逆の順番ではないかというふうに考えます。さまざまな対応をとった上で、その上で最終判断としてどうしてもゲートの設置が必要となれば議会としても認めるものでありますが、順番が今のままでは納得することができません。別の対応の実施だとか、あるいは幅広い市民の声の把握、そしてさらなる庁内での検討を求めるもので、現時点ではゲートの設置の必要性は判断できないため、議案第26号の修正案については反対するものであります。

◎委員（相原俊一君） 議案第26号、岩倉市行政財産使用料の一部を改正する条例案に対する修正案について、賛成の討論をいたします。

原案は、市役所に用のない方の駐車を抑止し、駐車場の適正利用を図ることを主な目的として、駐車場の出入り口にゲートを設け、市役所に用のない方が駐車した場合に使用料を徴収することができるようにするための条例案で、去る3月議会で継続審査となり、これまで時間をかけて議論を重ねてまいりました。

不適切な使用と指定される長時間の駐車があることは、執行機関から示された資料で明らかになっていると思います。また、市に用があつて来た市民が、駐車場が混雑していてなかなか駐車ができないという苦情も、市民の声を初めとして複数寄せられているとのことでした。

私は、こうした実際に困られた経験がある方の意見を無視してはいけないと思っております。そうした思いから、総務・産業建設常任委員会で原案に賛成もいたしました。しかし、残念ながら否決すべきものと決したわけであり、だからこそ、今この市民の声を放置する形になってしまうために、これまで積み重ねられてきた議論を尊重した上で、この修正案に賛成させていただきます。

◎委員（堀 巖君） 岩倉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案の修正案に反対の立場で討論いたします。

この修正案自体、これまで継続審査の中で長い間議論してきたことに対する疑問を一つも払拭するものではありません。

よって、この修正案は原案と本質的には何ら変わらないものであり、その修正案を出す意味さえ不明であります。

よって、私は反対をいたします。

◎委員（大野慎治君） 議案第26号、岩倉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案に対する修正案に対して、反対の立場で討論します。

1点目として、修正案においても駐車場を有料化するために庁舎北側駐車

場にゲートを設置することで東側駐車場10台分を許可車両駐車場とするため、通常利用できる来庁者用の駐車場は11台減少する計画となっているため、駐車場の混雑解消になるとは考えられなく、今まで以上に駐車場が満車になる強い懸念があること、このことは原案と何ら変わっていません。

2点目として、修正案においても、目的外駐車、不適切な利用と思われる車両の台数と駐車場の満車との関係性の調査を行われていないままであること、また駐車場が満車、混雑となる原因の調査・分析が行われていないままであること、このことは何ら原案と変わっていません。

3点目として、区長会や民生委員等の多人数が出席する会議や確定申告を、総合体育文化センター、生涯学習センター、消防署などで開催するなど、駐車場を有料化する前に対処すべき課題については、ゲートを設置し、有料化してから検討するということは原案と何ら変わっていません。

4点目として、市民の声などでいただいている期日前投票時の駐車場の混雑への御意見に対しては、多くの市民の皆さんが投票される投票日前日の土曜日の期日前投票に対しては、誘導員を配置する、またはその日の庁舎駐車場を解放せず、投票者専用駐車場にすることで十分に対応できるはずです。

5点目、仮にゲートを設置した場合、当初の5年間は歳入歳出の差し引きで年間約400万円以上の赤字が出ること。

6点目、市役所職員の全庁的な幅広い検討はなされていないままであること。

7点目、市民アンケートなど市民皆様の意見を聞いていないこと、また聞こうともしないことは、自治基本条例、市民参加条例を制定している岩倉市にとって問題があるのではないのでしょうか。

以上を理由に、まず課題解決策を優先実行すべきであり、また現時点において市役所駐車場にゲートを設置し、有料化することで駐車場の混雑、満車状態が解消されるとは考えられないため、修正案には反対いたします。

◎委員長（宮川 隆君） では、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

議案第26号の修正案に対する採決を行います。

修正案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 賛成少数でありますので、本修正案は否決すべきものと決しました。

◎委員（木村冬樹君） 私、ちょっと提案したいんですが、確かに駐車場の満車問題は課題です。議会もこれをしっかり議論してきた、判断をしたとい

うことも含めて責任があるというふうに思っていますので、閉会中の継続審査として9月議会まで、もちろん議案ではなしに、市役所駐車場の満車についての調査ぐらいは閉会中の継続審査の項目として申し出るべきではないかというふうに思うんですけど、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 以上をもって、以下の提案をお受けしたところで、本委員会を終結したいと思います。ありがとうございました。